

津市公告第 4 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業 5 ・ 5 ・ 3 中勢グリーンパークの変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市都市計画部公園緑地課

津市公告第 4 4 号

三重県知事による津都市計画公園事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 1 9 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 施行者の名称

津 市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画公園事業

5 ・ 5 ・ 3 中勢グリーンパーク

3 事務所の所在地

津市西丸之内 2 3 番 1 号

4 事業施行期間

平成 9 年 9 月 1 9 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

津市公告第 4 5 号

土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)第 1 0 条第 1 項の規定により、津市久居野村地区土地区画整理事業の事業計画の変更の認可を受けたので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定により当該図書を縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 事業の名称

津市久居野村地区土地区画整理事業

2 変更の内容

事業の施行期間について「平成 1 8 年 8 月 1 8 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 1 8 年 8 月 1 8 日から平成 1 9 年 9 月 3 0 日まで」に変更

3 変更認可の年月日

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

4 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

5 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

津市公告第 4 6 号

三重県知事による津都市計画下水道事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業

流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

流域関連河芸町公共下水道

3 事務所の所在

津市西丸之内 2 3 番 1 号

4 事業施行の期間

平成 1 0 年 3 月 1 7 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

5 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

平成 1 0 年三重県告示第 9 8 号、平成 1 0 年三重県告示第 1 3 9 号、平成 1 3 年三重県告示第 3 1 7 号、平成 1 3 年三重県告示第 4 6 1 号、平成 1 5 年三重県告示第 6 1 2 号、平成 1 6 年三重県告示第 2 5 6 号、平成 1 6 年三重県告示第 2 5 7 号、平成 1 7 年三重県告示第 5 6 4 号及び平成 1 7 年三重県告示第 7 4 6 号の事業地に白塚町字石神を加え、白塚町字九門久、字鎌田及び字北出山地内において事業地を変更する。

津市公告第 4 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）、流域関連河芸町公共下水道の変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道部下水道管理課

津市公告第 48 号

三重県知事による津都市計画下水道事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）関連久居市公共下水道

流域関連香良洲町公共下水道

3 事務所の所在

津市西丸之内 23 番 1 号

4 事業施行の期間

昭和 49 年 3 月 26 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

5 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

昭和 49 年三重県告示第 201 号、昭和 54 年三重県告示第 155 号、昭和 58 年三重県告示第 107 号、昭和 58 年三重県告示第 525 号、昭和 61 年三重県告示第 283 号、昭和 62 年三重県告示第 609 号、昭和 63 年三重県告示第 142 号、昭和 63 年三重県告示第 173 号、昭和 63 年三重県告示第 400 号、平成 2 年三重県告示第 323 号、平成 2 年三重県告示第 472 号、平成 4 年三重県告示第 584 号、平成 5 年三重県告示第 504 号、平成 7 年三重県告示第 43 号、平成 7 年三重県告示第 405 号、平成 8 年三重県告示第 378 号、平成 10 年三重県告示第 175 号、平成 11 年三重県告示第 118 号、平成 11 年三重県告示第 146 号、平成 11 年三重県告示第 453 号、平成 13 年三重県告示第 48 号、平成 13 年三重県告示第 127 号、平成 13 年三重県告示第 424 号、平成 16 年三重県告示第 8 号、平成 16 年三重県告示第 2

〇九号、平成一六年三重県告示第一〇一二号、平成一七年三重県告示第四七号及び平成一七年三重県告示第二九七号の事業地のうち久居新町及び久居新町字丸田地内において事業地を変更する。

津市公告第 4 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）関連久居市公共下水道、流域関連香良洲町公共下水道の変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道部下水道管理課